

ロングドリーム GOLD2

ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)
 〈指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(有配当2018)〉



ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご確認ください。
 お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、
 契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と
 ご契約のしおり一定款・約款 を必ずご確認ください。

詳しくは、保険販売資格をもつ募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「ロングドリームGOLD2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客様の他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ロングドリームGOLD2」は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「ロングドリームGOLD2」の引受保険会社である

日本生命の支払能力を保証するものではありません。
 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客様への募集について規制があります。
 三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客様のお勤め先等について、あらかじめお客様からお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。



(お問い合わせ、ご照会は)

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<http://www.bk.mufg.jp>

(ご契約内容のご照会は)
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
 [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
 (祝日、12/31～1/3を除く)
 ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

TP

(®日本18-2876,18/10/1,金融法人管理G)MU-GT21R

2018年10月現在(No.05776)

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
 (契約概要／
 注意喚起情報)
 兼
 商品パンフレット

○「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
 ○特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
 なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社

MUFG 三菱UFJ銀行

NISSAY

日本生命保険相互会社

この保険の引受保険会社は日本生命保険相互会社です。株式会社三菱UFJ銀行は日本生命保険相互会社の募集代理店です。

外貨の好金利で運用し、当面の間、なるべく「ふやす」。

そして将来は、たくわえた資産を

大切な人に「のこす」か、それともご自分で「つかう」か、

そのときが来たら考える。

「ロングドリームGOLD2」は、

これから的人生が楽しみになる保険です。

日本の低金利の状況が続く中、

外貨への関心が高まっているのをご存知ですか？

実は、家計における外貨資産は20年で約4倍に増加しています。

➡ 詳細はP.25-26をご確認ください。



しばらくは… 外貨で「ふやす」

のちのちは… 「のこす」か「つかう」を選べる

外貨の好金利で、
しかも複利で
ふえるから
楽しみだね



ふやす

円の目標金額に
到達したら、
運用成果を
自動的に確保



将来も
楽しみだね

ゆっくり、
じっくり考えて…

活用の仕方は、
あとで
選べます。

のこす
コース

ご家族の生活資金に、
あるいは相続対策の資
金に、円建終身保険と
して「のこす」ことがで
きます。

大切な人に **のこす**



つかう
コース

シニアライフの充実に、
あるいは生活費の補て
んに、年金としてご自
分で「つかう」ことがで
きます。

ご自分で **つかう**



外貨の好金利、しかも複利でご資金を運用。 積立金を着実にふやしていきます。

しばらくは…

複利でふやし、円の目標金額をめざします。

- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定できます。目標金額は何度でも変更できます。

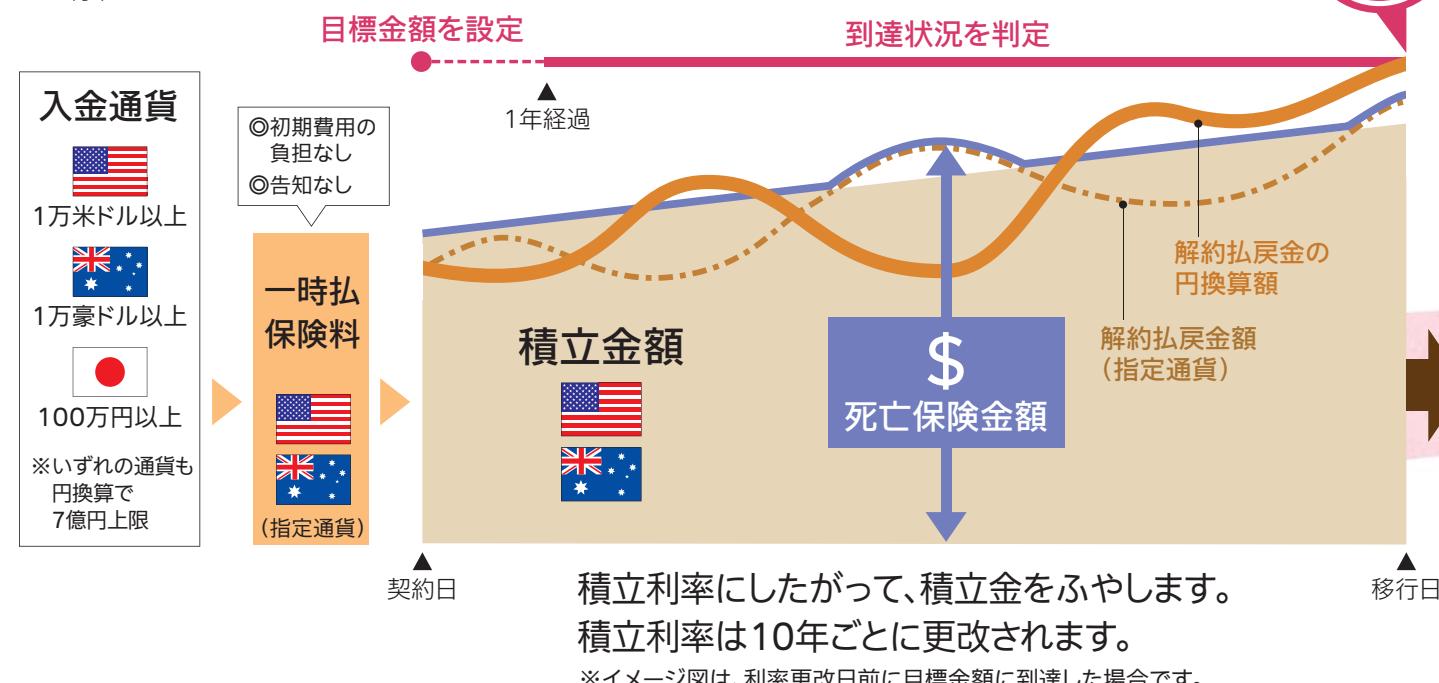
ご契約時は一時払保険料(円)*の105%~200%の間(5%刻み)で、
その後は100%の設定もできます。
※目標金額の設定は必須ではありません。

- ご契約から1年経過以降、日本生命が毎営業日、到達状況を判定します。

⚠️ 解約払戻金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。

〈イメージ図〉

※以下のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。



死亡保険金 (円または指定通貨)

→ 詳細はP.7-8をご確認ください。

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。
指定通貨で一時払保険料*以上が保証されます。
死亡保険金は、指定通貨で「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。
⚠️ 円で受取る場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)*を下回ることがあります。

「円建死亡保険金特約」を付加すれば、
一定期間、一時払保険料(円)*以上が保証されます。
※ご契約時のみ付加できます。
※特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.1-2をご確認ください。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

→ 詳細はP.17-18をご確認ください。

のちのちは…

※ご契約から1年経過以降

目標金額に到達したら、のこすコースに移行します。

- 解約払戻金の円換算額を原資に、そのときのご希望により活用の仕方が選べます。

のこす コース

「円建終身保険」へ自動移行
大切な方へ、資産を円で「のこす」ことができます。



目標金額に到達する前でも、お申し出により移行できます。

→ 詳細はP.5をご確認ください。

つかう コース

お申し出により移行
終身保険を解約し、解約払戻金を円建年金に換え、ご自分で「つかう」ことができます。



目標金額に到達する前でも、お申し出により移行できます。

→ 詳細はP.5をご確認ください。

⚠️ 目標金額に到達せず、お申し出もない場合は、移行前の指定通貨建終身保険が継続します。

将来、たとえば
こんなことがあったとき…

お申し出により、できること



- 解約払戻金の計算時に費用のご負担が生じることがあります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.17-18をご確認ください。

これから円高が進んだら、困るなあ～



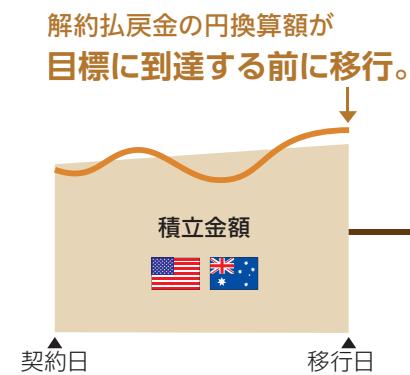
そう思ったら

円建終身保険に移行し、
為替の影響を
なくすことができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円建終身保険に移行できます。

ご契約から
1年経過以降に移行可能。

イメージ図



のこす



相続の備えはできたから、自分でつかおうかな

そう思ったら

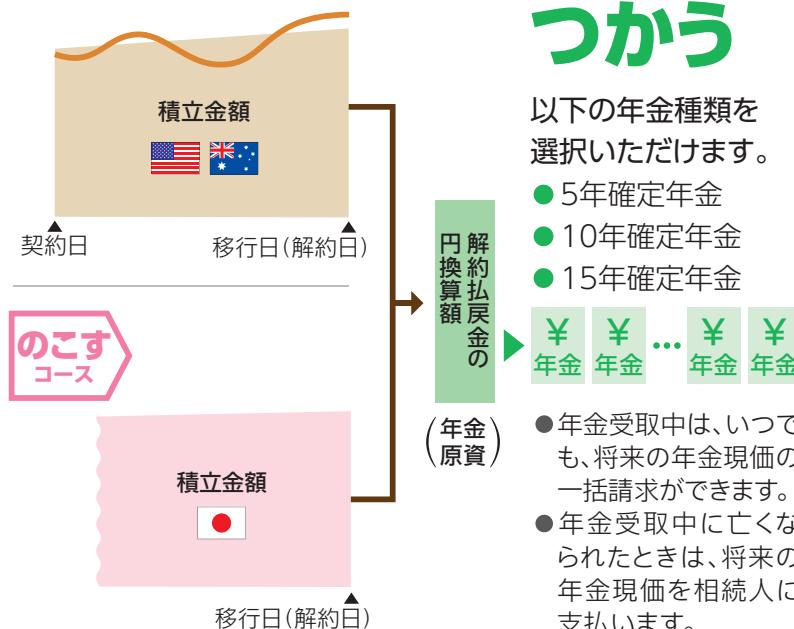
解約払戻金を原資に、
円で年金を
受取ることができます。

解約払戻金の円換算額を原資に、
円で受取る年金に移行できます。

ご契約から
1年経過以降に移行可能。

*ただし、お申し出いただいたときに、日本生命
が「解約払戻金の年金支払に関する特約」を
取扱っている場合に限ります。

イメージ図



資金が必要になったけど、解約はしたくないよ



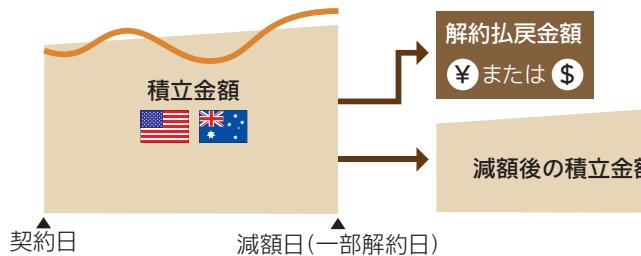
そう思ったら

減額(一部解約)
することができます。

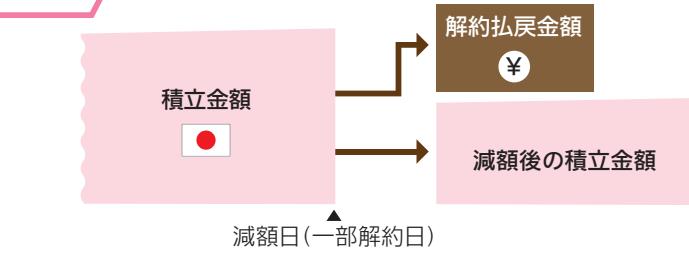
減額(一部解約)することで、その分
に対する解約払戻金を円または指定
通貨で受取ることができます。

いつでも
減額(一部解約)可能。

イメージ図



のこす
コース



全部解約し、一括受取りすることもできます。

お申し出は…

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621

通話料無料

月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3除く)

死亡保険金について

被保険者が死亡した日の

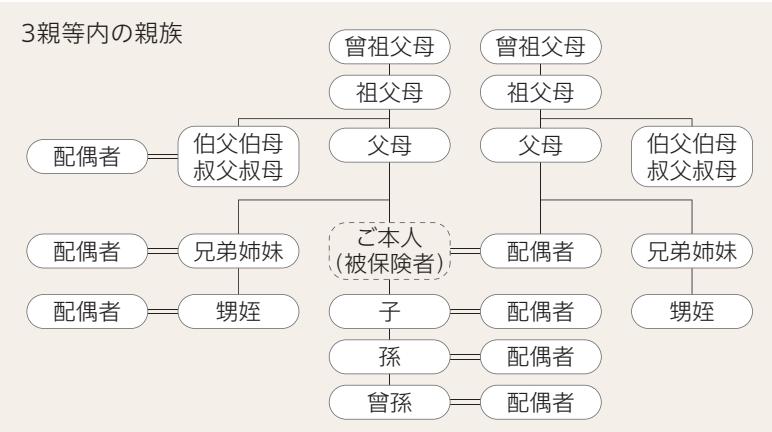
積立金額(指定通貨)

解約払戻金額(指定通貨)

いずれか大きい金額=死亡保険金として支払われます。

死亡保険金受取人は、
被保険者の配偶者または
3親等内の親族から指定
いただけます。(複数人指定可)

※複数人指定いただいた際は、原則代表者の口座に
お振込みしますが、個別の口座に死亡保険金を
お振込みできる場合もあります。
※海外に居住されている方や外国籍の方も
指定いただけます。
ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う
必要があります。



生命保険のメリット

死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。

受取人が相続人^{*1}のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、死亡保険金の非課税額を活用することができます。

死亡保険金の非課税額=500万円×法定相続人の数^{*2}

*1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。

*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、

その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。養子は人数が限られます。
(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとなります。)

※税務に関する内容は、2018年8月現在の税制にもとづくもので、

将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、
(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

➡ 詳細はP.20をご確認ください。

死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外^{*3}となります。

*3 ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

死亡保険金は、すみやかにお受取りいただけます。

相続が発生すると、通常、被相続人の預金口座等は凍結され、ご家族でも引出せなくなります。
一方、生命保険の死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内^{*4}にお受取りいただけます。

*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。

- 所定の請求書
- 死亡診断書(コピー可)
- 所定の本人確認書類(コピー可)

※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.19をご確認ください。



指定通貨で一時払保険料*以上が保証されますが、円で受取る場合、
為替レートによっては一時払保険料(円)*を下回ることがあります。



そこで 一時払保険料(円)*以上を確保したい場合は……

円建死亡保険金特約

※ご契約時のみ付加でき、途中解約はできません。

一定期間、一時払保険料(円)*が最低保証されます。

死亡時の為替レートがご契約時より円高になった場合でも、右記の期間、円で受取る死亡保険金が、一時払保険料(円)*を下回らないように保証します。

➡ 詳細はP.14をご確認ください。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15歳～75歳	5年間
76歳～90歳	2年間

⚠ 特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

例 死亡時に円高の場合

イメージ図



例 死亡時に円安の場合

イメージ図



※以上のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.1-2をご確認ください。

契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。**
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については  **ご契約のしおり一定款・約款** をご確認ください。



	記載 ページ
1 保険のしくみ P.11
2 積立利率 P.12
3 保障内容 P.13
4 解約払戻金 P.13
5 特約 P.14
6 引受条件 (2018年10月現在) P.15
7 配当金 P.15
8 リスク P.15
9 諸費用 P.15

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、
当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。
また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も
「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで
円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。
また、基本保険金額を減額した場合は、

減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで
円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される
「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、一時払保険料を外貨で運用し、
ご契約から1年経過以降は「のこすコース」・「つかうコース」に移行できる
外貨建の終身保険です。

指定通貨の選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから選択いただけます。
ご契約後にこれらを変更することはできません。

保険料のお払込み

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が
責任開始の日となります。

死亡保険金のお支払い

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

外貨を複利で運用

- 積立利率にしたがって、積立金をふやします。
- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定することができます。
目標金額は一時払保険料(円)*の105%~200%(5%刻み)で設定できます。
ご契約後は100%の設定も可能になります。
※目標金額の設定は必須ではありません。また、設定を取消すこともできます。
- ご契約から1年経過以降、解約払戻金の円換算額が目標金額に到達したとき、「のこすコース」に移行します。
なお、目標金額に到達しない場合や目標金額を設定しない場合でも、ご契約から1年経過以降、
お申し出をいただくことで、「のこすコース」または「つかうコース」に移行できます。

のこすコース

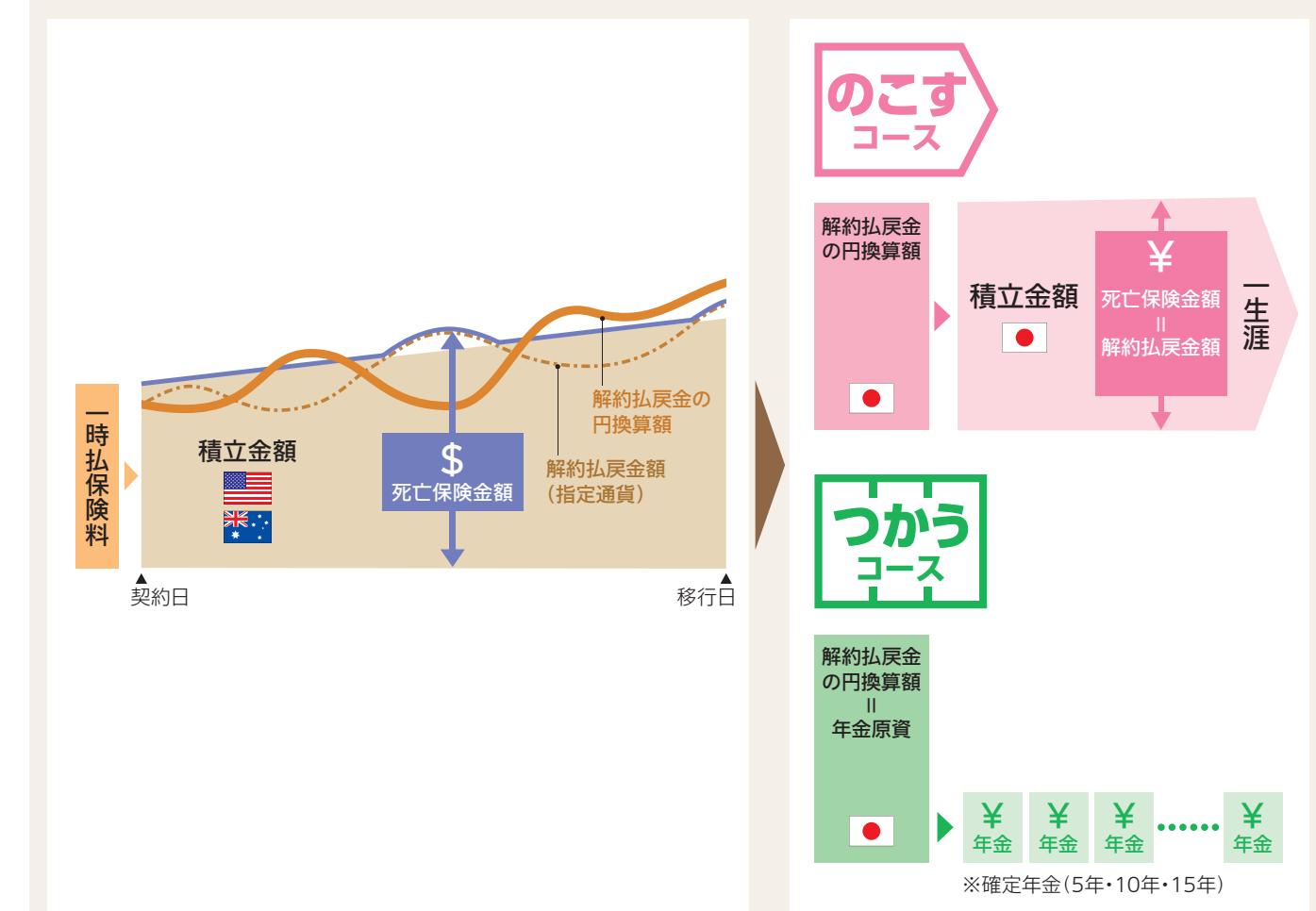
- 目標金額に到達したときや、お申し出をいただくことで移行できる円建終身保険です。
解約払戻金の円換算額が移行時の積立金額となり、所定の利率が適用されます。
- お申し出により「つかうコース」に移行できます。

つかうコース

- 主契約を解約し、解約払戻金を円建年金に換えて受取ることができます。
解約払戻金の円換算額が年金原資となり、年金支払期間中は所定の利率が適用されます。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.10をご確認ください。

イメージ図



※イメージ図はP.3-4もご確認ください。

円に換算する際に使用される為替レートは以下のとおりです。

	為替レート	適用日
目標金額に到達し、「のこすコース」に移行するとき	TTM-50銭	目標金額に到達した日
お申し出により、「のこすコース」または「つかうコース」に移行するとき	TTM	日本生命が必要書類を受付けた日

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。

上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

※為替レートは将来変更されることがあります。

2 積立利率

積立利率は、毎月2回(1日と16日)、指定通貨に応じた各国国債の利回り等をもとに決定します。
契約当初の積立利率の適用日は、責任開始の日(日本生命が保険料を受領した日)となります。
なお、積立利率は、被保険者の年齢、指定通貨、円建死亡保険金特約の有無で異なります。
また、積立利率は10年ごとの契約応当日に更改され、更改時の最低保証積立利率は年0.01%です。

3 保障内容

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金額は死亡した日における以下の①②いずれか大きい金額です。

① 積立金額

② 解約払戻金額

ただし円建死亡保険金特約が付加されている場合は、以下の③④のいずれか大きい金額です。

③ ①②いずれか大きい金額を円に換算した額

④ 一時払保険料(円)*

のこすコース

被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金額は死亡した日における積立金額です。

つかうコース

解約日の毎年の応当日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。

年金額は年金原資、年金種類、年金開始日における所定の利率によって計算されます。

年金種類は5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金です。

※ただし、お申し出いただいたときに日本生命が「解約払戻金の年金支払に関する特約」を取り扱っている場合に限ります。

なお、年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときは、

将来の年金の現価を一括で年金受取人の相続人にお支払いします。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。

詳しくは、P.10をご確認ください。

4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。

解約払戻金額は必要書類を日本生命が受けた日の以下の額です。

積立金額 × (1 - 市場金利調整率) - 解約控除額

● 市場金利調整率 =

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数}}{12}$$

● 解約控除額 = 一時払保険料 * × 解約控除率

● 残存月数 = 解約日から、その直後の積立利率更改日の前日までの月数
(端数日は切上げ)

➡ 解約控除率は P.18 をご確認ください。

ただし、解約日が10年毎の契約応当日の場合、市場金利調整を適用しないため
解約払戻金額は積立金額となります。

のこすコース

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。

解約払戻金額は必要書類を日本生命が受けた日の積立金額です。

つかうコース

解約することはできませんが、代わりに、お申し出により

将来の年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。

詳しくは、P.10をご確認ください。

5 特約

円入金特約

保険料を円でお支払いいただける特約です。

一時払保険料は円払込額を指定通貨に換算した額になります。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨*1でお支払いいただける特約です。

一時払保険料は払込額を指定通貨に換算した額になります。

*1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金を円に換算してお支払いする特約です。

円建死亡保険金特約

死亡保険金を円に換算してお支払いするとともに、

その金額を一時払保険料(円)*2で最低保証する特約です。

特約を付加すると、保証される期間中、積立利率が低くなります。

この特約はご契約時のみ付加することができ、途中解約はできません。

また、特約の保険期間は以下のとおりです。特約の保険期間が満了すると、特約は消滅します。

*2 減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。

詳しくは、P.10をご確認ください。

ご契約時の被保険者の満年齢	保証される期間(ご契約時から)
15歳～75歳	5年間
76歳～90歳	2年間

定期支払特約

契約応当日に被保険者が生存しているとき、積立利率にしたがってふえた分を定期支払金としてお支払いします。

※裏表紙に記載する募集代理店(三菱UFJ銀行)でのお取扱いはしておりません。

定期支払金円支払特約

定期支払特約を付加している場合に、定期支払金を円に換算してお支払いする特約です。

※裏表紙に記載する募集代理店(三菱UFJ銀行)でのお取扱いはしておりません。

解約払戻金の年金支払に関する特約

「つかうコース」への移行をお申し出いただいた場合に付加される特約です。

※「つかうコース」についてはP.11をご確認ください。

為替を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM + 50銭	
外貨入金特約	(指定通貨のTTM + 25銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25銭)	日本生命が保険料を受領した日
円支払特約	TTM - 50銭	日本生命が必要書類を受付けた日
円建死亡保険金特約	TTM - 50銭	日本生命が必要書類を受付けた日

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。

上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

※為替レートは将来変更されることがあります。

6 引受条件(2018年10月現在)

一時払保険料	最低*1	1万米ドル(1米ドル単位) 1万豪ドル(1豪ドル単位) 100万円(10万円単位)
	最高*2	7億円
	保険料払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
最低保証積立利率		年0.01%
増額		取扱いなし
減額*3		取扱う
被保険者年齢範囲*4		15~90歳
保険期間		終身
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族

*1 払込通貨で判定

*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算した額で判定

ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、

ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険のご契約がある場合は、それらを合算して判定

*3 1,000米ドル・豪ドル単位で減額後の基本保険金額が1万米ドル・豪ドル以上となる範囲

*4 被保険者の契約日における満年齢

※上記内容は将来変更される場合があります。

7 配当金

この保険は有配当保険です。

日本生命の毎年の決算により剰余金が生じた場合、各契約に配当金が割当てられ、積立てられます。

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- 契約者からの請求があったとき
- 契約が消滅したとき

配当金は円でお支払いします。

日本生命の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.17をご確認ください。

9 諸費用

この保険は、お客様にご負担いただく諸費用があります。P.18をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項です。

●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申込みください。

●お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

 ご契約のしおり一定款・約款 もご確認ください。

記載
ページ

引受保険会社の名称および住所 P.17

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先 P.17

① リスク P.17

② 諸費用 P.18

③ 責任開始の日・契約日 P.19

④ 死亡保険金等のご請求 P.19

⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合 P.19

⑥ 解約払戻金 P.19

⑦ 税金の取扱い(2018年8月現在) P.20

⑧ 現在のご契約を解約・減額して
新しいご契約のお申込みをする場合 P.21

⑨ クーリング・オフ制度 P.21

⑩ 生命保険会社が経営破綻した場合等 P.21

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、

当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しております。

また、基本保険金額を減額した場合は、減額後の基本保険金額も
「一時払保険料」と記載しております。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで
円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しております。

また、基本保険金額を減額した場合は、

減額後の基本保険金額を責任開始日の円入金用為替レートで
円に換算した額も「一時払保険料(円)」と記載しております。

※「のこすコース」「つかうコース」移行時に適用される

「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
http://www.nissay.co.jp

苦情・相談・請求等のお問い合わせ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁判審査会を利用できます。

1 リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

(1) 為替変動リスク

死亡保険金、解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。
-為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
-保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

(2) 金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。
-解約払戻金額が、一時払保険料を下回ることがあります。
この保険は、債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。
債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるために、市場金利調整を導入しています。
※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

(1)(2)のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

〈例〉円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、すべてのお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

①保険期間中の費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

その他、特定のお客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

②円建死亡保険金特約を付加した場合の費用

上記①に加えて、死亡保険金を一時払保険料(円)*で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

③「のこすコース」で円建終身保険に変更した後の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、移行時に適用される利率を定める際にあらかじめ控除しております。

④「つかうコース」で年金支払期間中の費用

責任準備金に対して次の費用を控除したうえで年金額が計算されます。

年金の種類	費用
5年確定年金	年率0.290%
10年確定年金	年率0.230%
15年確定年金	年率0.151%

※年金支払期間中の費用は、将来変更される可能性があります。

⑤通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	
指定通貨を円に換算するとき	50銭
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについてはP.14をご確認ください。

⑥解約をした場合の費用

解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

契約日の10年後の応当日以降は、解約の費用はかかりません。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。
詳しくは取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.16をご確認ください。

3 責任開始の日・契約日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日
(日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。
 募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、
 契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。

契約日

契約日は責任開始の日と同日になります。

4 死亡保険金等のご請求

死亡保険金等のお支払事由に該当した際はすみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
 なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、
 契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
 年金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および
 代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
 その他、死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合も
 すみやかに日本生命のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

5 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または
 死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると
 認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.13・P.18、
 金利変動リスクについてはP.17をご確認ください。
 解約時の受取額の変動に影響を与える要素については
 P.27もあわせてご確認ください。
 なお、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

7 税金の取扱い(2018年8月現在)

以下の内容は、2018年8月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
 また、死亡保険金、解約払戻金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の
 税法の取扱いによります。
 ※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
 ※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご留意ください。

ご契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。
 (他の保険料控除の対象とはなりません。)
 ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、
 自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

保険期間中

解約払戻金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

税の種類
所得税(一時所得) + 住民税

※一時所得の課税対象額＝

$$\{(解約払戻金) + (配当金) - (一時払保険料) - (特別控除額50万円)\} \times 1/2$$

 特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、
 年間の一時所得合計額に対しての控除です。
 ※年金開始時は一時所得の対象、年金受取時は雑所得の対象となります。

死亡保険金のお受取りに際してかかる税金は次のとおりです。

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税(一時所得) + 住民税
③契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税

この保険の外貨での保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上の取扱いは
 円での生命保険契約と同じです。

次の基準により外貨を円に換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

*上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

※外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨を最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)で

円に換算した金額となり、円入金特約を付加した場合は、円払込金額となります。

また、円支払特約を付加した場合は、円で受取った金額となります。

8 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

9 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除することができます。この場合、お払みいただいた金額をお返しいたします。
(円入金特約を付加した場合、円により払込まれた金額(円払込金額)は全額円でお返しします。)
クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額
(円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者の氏名(自署)

(記入例)
日本生命保険相互会社 行
1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由)〇〇〇〇〇〇
2 申込番号 ××××××××××
3 一時払保険料 ×××,×××豪ドル
4 取扱金融機関 〇〇銀行 〇〇支店
5 返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
外貨口座××××××
口座名義人 〇〇〇〇
6 20××年××月××日
7 住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
8 氏名 日生 太郎

郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

10 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。
日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、
生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、
この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

MEMO

アフターサービスについて

ご契約後も安心してご継続いただけよう、充実したアフターサービスを用意しております。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

ご契約状況をタイムリーにご確認いただくため、各種書類を送付しています。

ご契約後

① 保険証券等

発送時期

契約日の翌営業日以降
(通常、お申込みから約10日後)



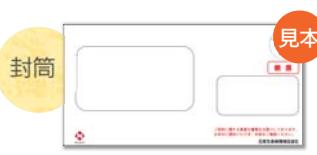
保険期間中

② ご契約内容のお知らせ

発送時期

契約1年後より年1回の
契約応当日*1以降

*1 円建終身保険へ変更後は、変更日の1年後より、
変更日の年単位の応当日に送付いたします。



目標金額到達時

③ 円建終身保険への変更のお知らせ

発送時期

目標金額に到達した場合*2
到達した日の翌々営業日以降

*2 ご契約者のお申し出により、円建終身保険へ
変更された場合は、変更手続きが完了した日以降、
「円建終身保険への変更手続き完了のお知らせ」を送付いたします。



積立利率更改時

④ 積立利率更改のお知らせ

発送時期

利率更改時の2~3カ月前



お問い合わせ先はこちら

ニッセイダイレクト事務センター

名義変更(受取人変更、契約者変更、改姓・改名等)
のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の
請求、ご解約の手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<http://www.nissay.co.jp>

日本生命トップページ⇒金融機関窓口販売商品のログイン
⇒専用サービスへアクセスください。

インターネットサービス

日本生命ホームページよりご登録いただくことで、
お客さまに役立つ各種サービスをご利用いただけます。

ご契約内容の照会

照会日時点の契約内容・
運用状況を確認できます。
為替レートの確認等も
行うことができます。



目標値の指定・変更・取消

目標値の指定・変更・取消を
お客さまご自身で
行うことができます。



その他各種お手続き

「生命保険料控除証明書の再発行」等、
その他の各種お手続きを
行うことができます。



3:00～4:00は当サービスはご利用になれません。

なお、「目標値の指定・変更・取消」

「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、
毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのため
お手続きいただけない時間帯がございます。

※「目標値の指定・変更・取消」

「生命保険料控除証明書の再発行」は、
日本生命営業日の15:00までに日本生命が
受信できた請求を当日の受付とします。



資料 外貨の魅力

外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、20年で約4倍に増加しています。

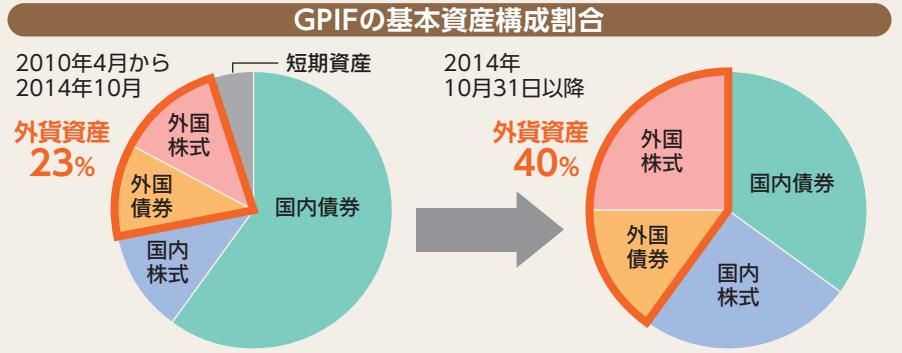
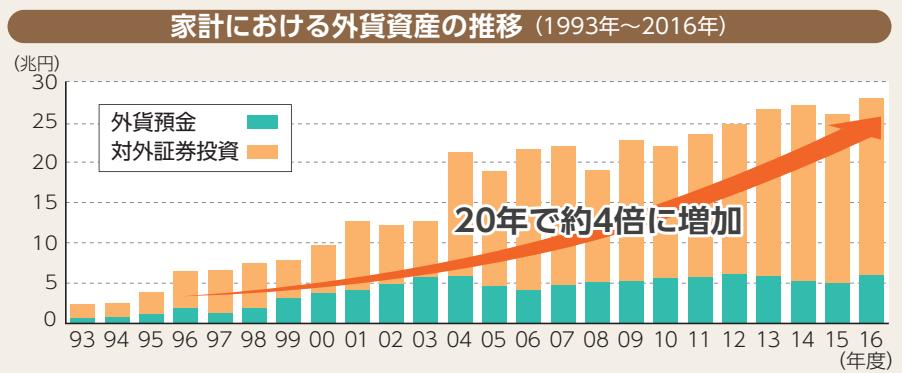
グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」

そして国でも、公的年金運用で外貨資産の割合を高めています。

国の代表的な運用機関である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）では、2014年に外貨資産の割合を23%から40%に引き上げました。

出典：GPIFホームページ「基本ポートフォリオ」



分散投資は、有効な投資手法の1つです。

通貨の価値は、為替レートの変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく取り引きされ、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。

それともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成。



外貨で運用を行うにあたっては、複数の通貨を組合せることが大事です。

資産を複数通貨で保有していれば、1つの通貨価値が下がったとしても、他の通貨価値が上がるなら、トータルで資産価値の減少を補うことができるかもしれません。



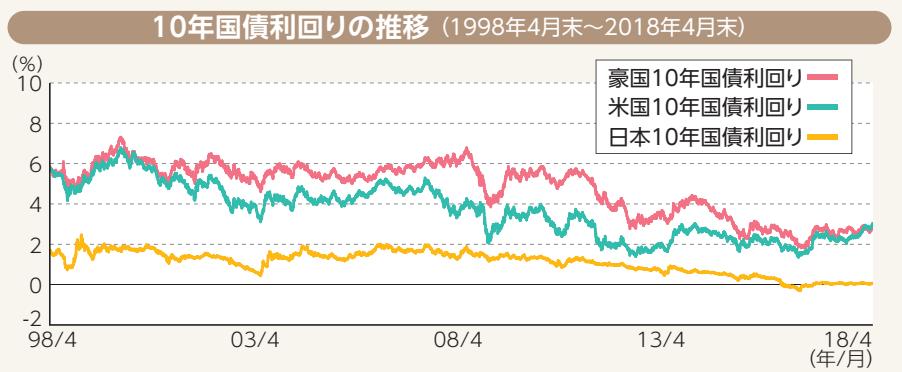
※分散投資によるリスク抑制の効果例をイメージ化したものであり、リスク抑制を保証するものではありません。

なぜ今、外貨なのでしょうか？

日本では、長く低金利が続いている。

日本の金利は、金融政策上しばらく低水準が続くことが想定されます。一方、海外には日本よりも金利の高い国があります。

出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成

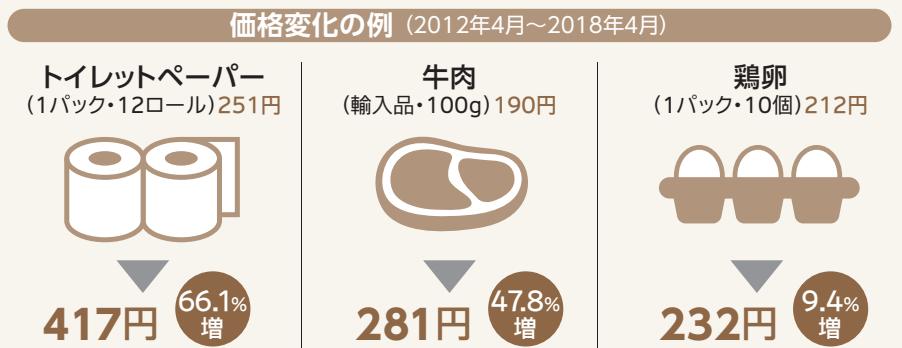


様々な品が値上がりし、お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。

物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」
(主要品目の東京都区部小売価格)
※小数点第2位以下を切捨て

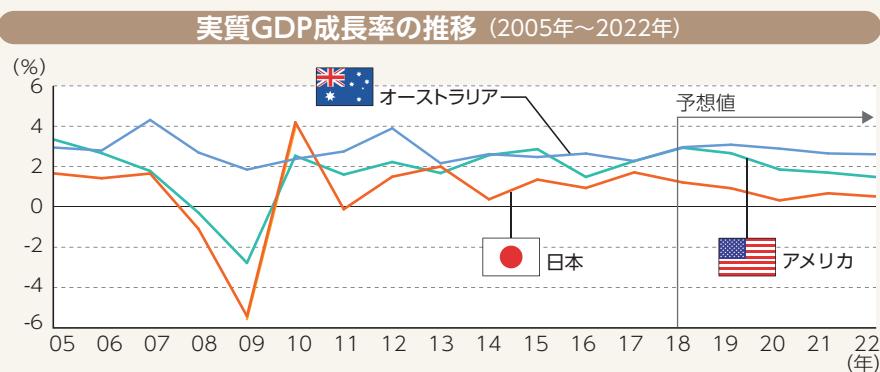


金利の高いアメリカ・オーストラリアは、どのような国なのでしょうか？

アメリカ・オーストラリアとも比較的高い成長率を維持しています。

リーマンショックで一時的に低下したものの、日本より相対的に金利の高い両国とも、近年は、国内総生産（GDP）が2%程度成長し続けています。

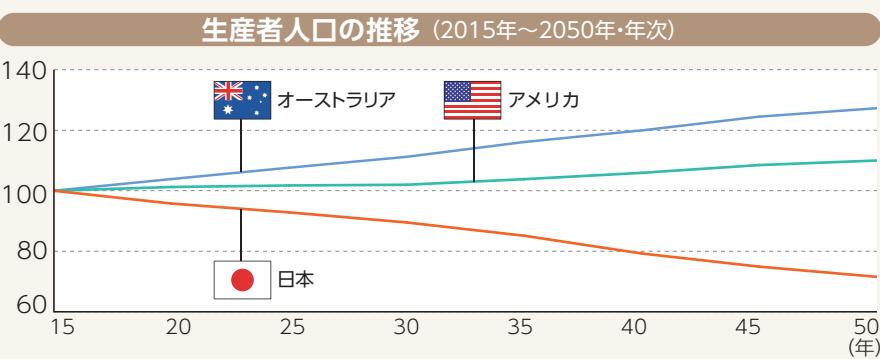
出典：International Monetary Fund
[World Economic Outlook Database, April 2018]



アメリカ・オーストラリアとも働く人がふえ続けている。

両国とも、15歳から64歳の生産年齢人口がふえ続け、将来にわたって経済活動が活発に行われると予想されます。

出典：United Nations [The 2015 Revision of World Population Prospects]
2015年を100として指数化、予測値含む

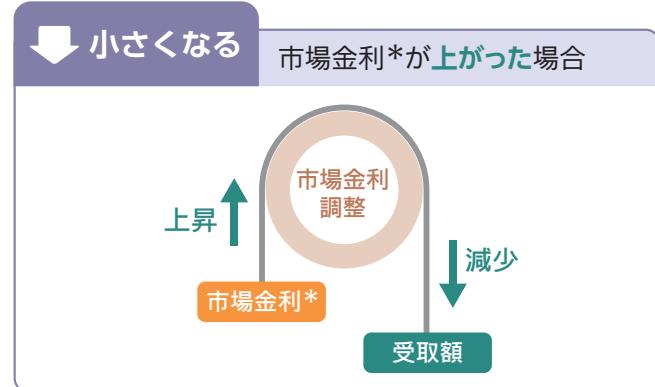


解約時の受取額の変動について

以下の3つの要素の影響を受けて変動します。

①「市場金利」の影響(市場金利調整)

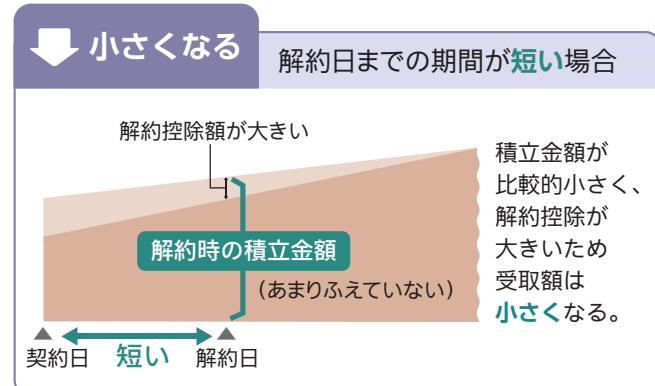
受取額は、解約日の市場金利*が上がれば小さくなり、下がれば大きくなります。



*市場金利=解約払戻金計算基準日に計算される積立利率

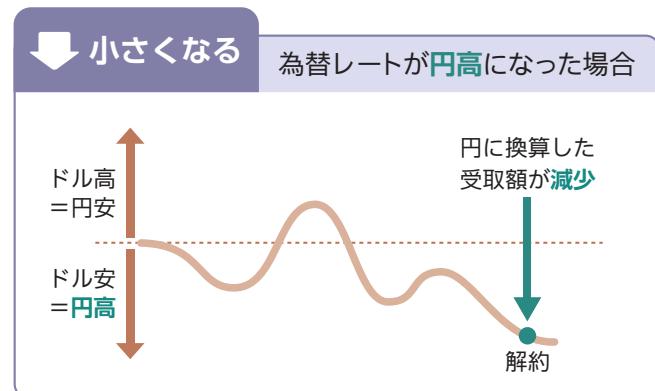
②「解約日までの期間」の影響

受取額は、ご契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



③円で受取る場合、「為替レート」の影響

受取額は、解約日の為替レートが円高になれば小さくなり、円安になれば大きくなります。



*解約払戻金額(指定通貨)と同じ場合

※①②については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。詳細はP.13をご確認ください。

※③については、詳細はP.17をご確認ください。

商品仕様 早見表

項目	内 容		参照ページ
被保険者	15~90歳(契約日の満年齢)		P.15
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族 ※保険期間中に変更可能		P.15
年金受取人	契約者 ※「つかうコース」を選択の場合		-
告知	なし		-
払込方法	一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座への振込み)		P.15
入金通貨	米ドル	1万米ドル~7億円相当額 ※1米ドル単位	P.15
	豪ドル	1万豪ドル~7億円相当額 ※1豪ドル単位	
	円	100万円~7億円 ※10万円単位	
指定通貨	米ドル または 豪ドル		P.11
積立利率	毎月2回(1日と16日)に設定され、ご契約時の積立利率が10年間保証されます。以後、10年ごとに積立利率は更改されます。 ※積立利率は、契約日における被保険者の満年齢(75歳以下・76歳以上)で異なります。		P.12
円の目標金額	設定範囲	一時払保険料(円)*に対して105%~200%(5%刻み)	P.11
	保険期間中の変更	可 ※ご契約後は100%も設定可能	
死亡保険金	指定通貨建終身保険	死亡日における①積立金額②解約払戻金額のうちいずれか大きい金額	P.13
	円建終身保険	積立金額と同額	
	円建死亡保険金特約	一時払保険料(円)*以上	
解約払戻金	積立金額に市場金利調整を適用した金額から解約控除額を差引いて計算		P.13
受取通貨	指定通貨建終身保険	指定通貨 または 円 ※ただし、円建死亡保険金特約の保険期間中は円	P.3-6
		解約払戻金	
	円建終身保険	死亡保険金 円	
		解約払戻金 円	
年金	円		P.13
増額	不可		P.15
減額(一部解約)	可 ※1,000米ドル・豪ドル単位。減額後の基本保険金額が1万米ドル・豪ドル以上となる必要があります。		P.6
年金の指定代理請求人	指定可		-
付加できる特約	円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、円建死亡保険金特約、解約払戻金の年金支払に関する特約		P.14
為替レートの適用日	日本生命所定の日		P.14
ご負担いただく費用	契約時	なし	- P.18
	保険期間中	日本生命所定の費用	
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象	P.20
	死亡保険金	契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税 または 贈与税 または 所得税(一時所得)+住民税	
	解約払戻金	所得税(一時所得)+住民税	
	年金	●終身保険解約時……所得税(一時所得)+住民税 ●年金受取時……所得税(雑所得)+住民税	

*減額した場合、「一時払保険料」や「一時払保険料(円)」の定義が異なります。
詳しくは、P.1-2をご確認ください。

MEMO
